

窓口での本人確認にご協力を

就職や進学で引っ越しをする方が多く、窓口が混雑する時期ですが、ご理解、ご協力をお願いします。

どうして？

本人になりすましての虚偽の届出や証明書の不正取得を防ぐためです

どんなとき？

住所の変更手続きや戸籍、住民票、各種証明書の請求手続きのときに必要になります

どうやって？

窓口で、手続きに来た方の本人確認書類を提示していただきます

どれを？

提示していただくのは次の書類です。書類の組み合わせ方は4パターンあります

パターン	提示していただく書類 ※すべて有効期限内のもの
①	公的機関が発行した写真付きのもの 1点 ● 運転免許証 ● マイナンバーカード ● 身体障害者手帳 ● 住民基本台帳カード ● パスポート ● 療育手帳 ● 在留カード ● 交付年月日が平成24年4月1日以降の運転経歴証明書 ● 特別永住者証明書 などから
②	公的機関が発行した写真なしのもの 2点 ● 健康保険証 ● 後期高齢者医療被保険者証 ● 介護保険被保険者証 ● 年金手帳 ● 年金証書 ● 医療受給者証 などから
③	②の書類 1点 + 学生証や法人が発行した写真付きのもの 1点
④	②の書類 1点 + 学生証や法人が発行した写真なしのもの 2点

※戸籍の請求の場合、④は不可。

だれが？

窓口で請求・手続きができるのは、以下の方です。

- 住民票や税証明などの請求、住所変更（マイナンバーの通知カードの住所変更を含む）の手続き
本人および本人と同じ世帯の方。親族でも世帯が別の場合は、委任状が必要です
- マイナンバーカード（写真付き）の住所変更の手続き
本人および本人と同じ世帯の方のみ。4桁の暗証番号が必要です
- 戸籍の請求
戸籍に記載されている本人および配偶者と直系親族（子、孫、父母、祖父母）。ただし、相続人が相続手続きをする場合を除き、その戸籍に記載のない親族（兄弟姉妹、甥姪など）が請求する場合は、委任状が必要です
- 印鑑登録証明書の請求
印鑑登録証（カード）が必要

マイナンバーカードがあれば、住民票・印鑑登録証明書の受け取りはコンビニ交付が便利です！窓口での混雑も避けられますよ。詳しくは広報いわみざわ1月号でご確認ください



住所変更などの受付時間を延長します！

対象窓口 市民サービス課市民係の窓口のみ
 期間 4月2日(月)～6日(金)
 受付時間 午後7時まで
 受付内容 住所の変更手続きや戸籍、住民票、税証明の発行、マイナンバーカードの受け取りなど

問合先 市民サービス課市民係